

## 国際漁業管理機関・

略語	名 称	設立または発効	水 域
CCAMLR	Commission for the Conservation of Antarctic Marine Living Resources	南極の海洋生物資源の保存に関する条約に基づく	概ね南緯60度を中心とした水域
	南極の海洋生物資源の保存に関する委員会	1982年	
CCBSP	Convention on the Conservation and Management of Pollock Resources in the Central Bering Sea		ベーリング海における沿岸国から200海里以遠の公海水域
	中央ベーリング海におけるすけとうだら資源の保存及び管理に関する条約	1995年	
CCSBT	Commission for the Conservation of Southern Bluefin Tuna	みなみまぐろの保存のための条約に基づく	特定の対象水域なし
	みなみまぐろ保存委員会	1994年	
CITES	Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora		全ての陸上及び水域
	絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）	1975年	
FAO	Food and Agriculture Organization of the United Nations		全ての水域
	国際連合食糧農業機関	1945年	
GFCM	General Fisheries Commission for the Mediterranean	地中海漁業一般委員会協定（FAO憲章第14条に基づく国際条約）に基づく	地中海、黒海及び接続水域
	地中海漁業一般委員会	1952年	
IATTC	Inter-American Tropical Tuna Commission	全米熱帯まぐろ類委員会の設置に関する米国とコスタリカとの間の条約に基づく	東部太平洋
	全米熱帯まぐろ類委員会	1950年	
ICCAT	The International Commission for the Conservation of Atlantic Tunas	大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約に基づく	大西洋全水域
	大西洋まぐろ類保存国際委員会	1969年	
IOTC	Indian Ocean Tuna Commission	インド洋まぐろ類委員会の設置に関する協定に基づく	インド洋及びその隣接海域（南極収束線の南側を除く）
	インド洋まぐろ類委員会	1996年	
ISC	International Scientific Committee for Tuna and Tuna-like Species in the North Pacific Ocean	日米合意に基づき、1995年に暫定委員会として設立、2004年末に改名	北太平洋（赤道以北）
	北太平洋まぐろ類国際科学委員会		
IWC	International Whaling Commission	国際捕鯨取締条約に基づき設立、1956年議定書により修正	締約政府の管轄下にある母船、鯨体処理場及び捕鯨船並びにこれらの母船、鯨体処理場及び捕鯨船によって捕鯨が行われる全ての水域
	国際捕鯨委員会	1948年	
NAFO	Northwest Atlantic Fisheries Organization	北西大西洋の漁業についての協力に関する条約に基づく	概ね北緯35度以北、西経42度以西の北西大西洋（ただし、規制水域は沿岸国での200海里水域の外側の水域）
	北西大西洋漁業機関	1979年	

## 資源評価機関の概要 - 1 -

魚 種	加 盟 国 等	所 在 地
メロ（マジエランアイナメ・ライギョダマシ）、オキアミ等の南極海洋生態系に属する海洋生物資源	日本、豪州、ニュージーランド、南アフリカ、ロシア、英国、米国、韓国、中国、ノルウェー、EU、他 26か国・地域	ホバート（豪州）
スケトウダラ、その他の海洋生物資源	日本、中国、韓国、ロシア、米国、ポーランド 6か国	
ミナミマグロ	日本、豪州、ニュージーランド、韓国、インドネシア、南アフリカ (注)漁業主体台湾とEUは拡大委員会のメンバーとして参加 8か国・地域	キャンベラ（豪州）
絶滅のおそれのある野生動植物種約3万6千種（海産種では、鯨類、サメ類、海亀等が取り込まれている）	日本、米国、英国、豪州、他 183か国・地域	ジュネーブ（スイス）
全ての水産資源	日本、米国、中国、韓国、EU、他 197か国・地域	ローマ（イタリア）
全ての水産資源	日本、アルバニア、トルコ、EU、他 24か国・地域	ローマ（イタリア：FAO本部）
まぐろ類、かじき類等	日本、米国、コスタリカ、パナマ、エルサルバドル、エクアドル、メキシコ、ペルー、コロンビア、EU、他 (注)ボリビア、チリ、ホンジュラス、インドネシア、リベリアは協力的非加盟国 21か国・地域	ラホヤ（カリフォルニア・米国）
まぐろ類（かつお、まぐろ、かじき類）	日本、カナダ、赤道ギニア、中国、ブラジル、韓国、ロシア、EU、米国、ウルグアイ、ベネズエラ、台湾、他 (注)ボリビア、台湾、スリナム、ガイアナ、コスタリカは協力的非加盟国 51か国・地域	マドリード（スペイン）
まぐろ類（かつお、まぐろ、かじき類）	日本、インド、パキスタン、タイ、マレーシア、インドネシア、他 (注)リベリア、セネガルは協力的非加盟国 31か国・地域	ピクトリア（セーシェル）
まぐろ類、かじき類等	日本、カナダ、台湾、韓国、米国、メキシコ、中国、IATTC、FAO、PICES、SPC、WCPFCはオブザーバー 7か国・地域	
大型鯨類資源	米国、英国、中国、韓国、ノルウェー、豪州、他 (注)日本は2019年に脱退 88か国	ケンブリッジ（英国）
全ての漁業資源（さけ、まぐろ類、かじき類、鯨類及び大陸棚の定着性の種族を除く）	日本、カナダ、EU、ノルウェー、アイスランド、韓国、米国、ロシア、他 12か国・地域	ダートマス（カナダ）

## 国際漁業管理機関・

略語	名称	設立または発効	水域
NAMMCO	North Atlantic Marine Mammal Commission	北大西洋における海産哺乳動物の調査、保存、管理における協力に関する取締に基づく	北大西洋
	北大西洋海産哺乳動物委員会	1992年	
NPAFC	North Pacific Anadromous Fish Commission	北太平洋における溯河性魚類の系群の保存のための条約に基づく	北緯33度以北の北太平洋及び接続する諸海のうち、各沿岸から200海里以遠の水域
	北太平洋溯河性魚類委員会	1993年	
NPALBW †	North Pacific Albacore Workshop	NMFSホノルル研究所長と遠洋水産研究所長との間の交換書簡に基づき始まり、2004年末にISCに合併	北太平洋
	北太平洋ビンナガ研究集会	1974年	
NPFC	North Pacific Fisheries Commission	北太平洋における公海の漁業資源の保存及び管理に関する条約に基づく	概ね北緯20度以北の北太平洋の公海（ベーリング海の公海及び一国の排他的経済水域によって囲まれた他の公海水域を除く）
	北太平洋漁業委員会	2015年	
PICES	North Pacific Marine Science Organization	北太平洋の海洋科学機関に関する条約に基づく	北緯30度以北の北太平洋及びそれに接する海域
	北太平洋海洋科学機関	1992年	
SCTB †	The Standing Committee on Tuna and Billfish	SPCのマグロカジキ評価計画(TBAP)の諮問機関として始まり、2004年よりWCPFCの科学委員会に吸収合併	中西部太平洋
	まぐろ・かじき常設委員会	1988年	
SEAFO	South East Atlantic Fisheries Organization	南東大西洋における漁業資源の保存と管理に関する条約に基づく	南東大西洋
	南東大西洋漁業機関	2003年	
SIOFA	Southern Indian Ocean Fisheries Agreement	南インド洋漁業協定に基づく	南印度洋
	南インド洋漁業協定	2012年	
SPC	The Pacific Community	太平洋委員会設立協定に基づく	北緯20度以南の南太平洋
	太平洋共同体事務局	1947年	
WCPFC	Western and Central Pacific Fisheries Commission	西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約に基づく	中西部太平洋
	中西部太平洋まぐろ類委員会	2004年	
	日中漁業共同委員会	日中漁業協定に基づく 2000年	日本及び中国の排他的経済水域
	日韓漁業共同委員会	日韓漁業協定に基づく 1999年	日本及び韓国の排他的経済水域
	日ソ漁業委員会	日ソ地先沖合漁業協定に基づく 1984年	日本及びロシアの北西太平洋の沿岸に接続する200海里水域
	日ソ漁業合同委員会	日ソ漁業協力協定に基づく 1985年	北西太平洋

† : 吸收・合併された組織

## 資源評価機関の概要 - 2 -

魚種	加盟国等	所在地
海産哺乳類	ノルウェー、アイスランド、グリーンランド、フェロー諸島 4か国・地域	トロムセ (ノルウェー)
溯河性魚類(シロザケ、ギンザケ、カラフトマス、ベニザケ、マスノスケ、サクラマス、スチール・ヘッド)	日本、米国、カナダ、ロシア、韓国 5か国	バンクーバー (カナダ)
ビンナガ	日本、カナダ、台湾、韓国、米国、メキシコ、中国 7か国・地域	
サンマ、さば類、クサカリツボダイ、キンメダイ等 (ただし、カツオ、まぐろ等の高度回遊性魚種、定着性種族等を除く)	日本、ロシア、カナダ、中国、台湾、韓国、米国、バヌアツ 8か国・地域	東京
魚類、頭足類、海産哺乳類、海鳥	日本、カナダ、米国、中国、ロシア、韓国 6か国	シドニー (カナダ)
まぐろ類、かじき類等	日本、米国、中国、韓国、台湾、豪州、フィジー、他	ヌメア (ニューカレドニア)
メロ、キンメダイ、オレンジラフィー、かに等の条約適用水域における全ての漁業資源(ただし、カツオ、まぐろ等の高度回遊性魚種、大陸棚の定着性種族を除く)	日本、アンゴラ、EU、ナミビア、ノルウェー、南アフリカ、韓国 7か国・地域	スワコブムント (ナミビア)
メロ、キンメダイ、オレンジラフィー等の協定適用水域における全ての漁業資源(ただし、カツオ、まぐろ等の高度回遊性魚種、大陸棚の定着性種族を除く) (注)台湾は漁業主体として参加 (注)コモロは協力的非加盟国	日本、韓国、豪州、クック諸島、フランス(海外領土)、モーリシャス、セーシェル、タイ、EU、中国 10か国・地域	レユニオン (フランス)
まぐろ類、かじき類等	米国、フィジー、ポリネシア、他 (注)2005年に英国が脱退 26か国・地域	ヌメア (ニューカレドニア)
まぐろ類(かつお、まぐろ、かじき類)	日本、米国、中国、韓国、台湾、豪州、EU、他 26か国・地域	ポンペイ (ミクロネシア)
全ての水産資源		
全ての水産資源		
全ての生物資源		
溯河性魚類を含む全ての生物資源		